

横須賀ホームビジット市民利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 横須賀ホームビジット（以下「ホームビジット」という。）の市民の利用を促進し、もって市民の英語コミュニケーション能力の向上を図るため、ホームビジットに参加する市民の参加料の割引を行った登録事業者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 横須賀ホームビジット市民利用促進補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けられることのできる事業者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 横須賀ホームビジット事業協賛規約に基づき、事業者登録をしていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。

- (1) 横須賀ホームビジット運営指針（以下「指針」という。）に基づき、ホームビジットが適正に運営されていること。
- (2) 本市に住所又は居所を有する者のうち、事業を実施する年度の4月1日現在、次のいずれかに該当する者が参加していること。
 - ・22歳以下である者
 - ・学校教育法第1条に定める学校に通う者（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）
- (3) 前号に該当する者に係るホームビジットの参加料の2分の1を減額していること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、前条第3号の規定により軽減した参加料の総額から消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を差し引いて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。

2 前号の規定にかかわらず、前号の規定により算出した額が、6,000円に前条第3号に該当する者の総数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を超えるときは、当該額を補助金の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げる書類とし、規則第4条第2号に規定する書類は省略するものとする。

(1) 次に掲げる事項が記載されている参加申込書の写し

- ア 実施日時及び実施場所
- イ 募集対象及び募集人数
- ウ 1人当たりの参加料金
- エ 割引後の参加料金

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第10条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項が記載されている参加申込書の写し

- ア 申込日
- イ 実施日時及び実施場所
- ウ 参加者の氏名、住所及び生年月日

(2) ホームビジットの参加者に発行した領収書の写し

(3) ホームビジットの参加者が提出した終了後アンケートの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、政策推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。